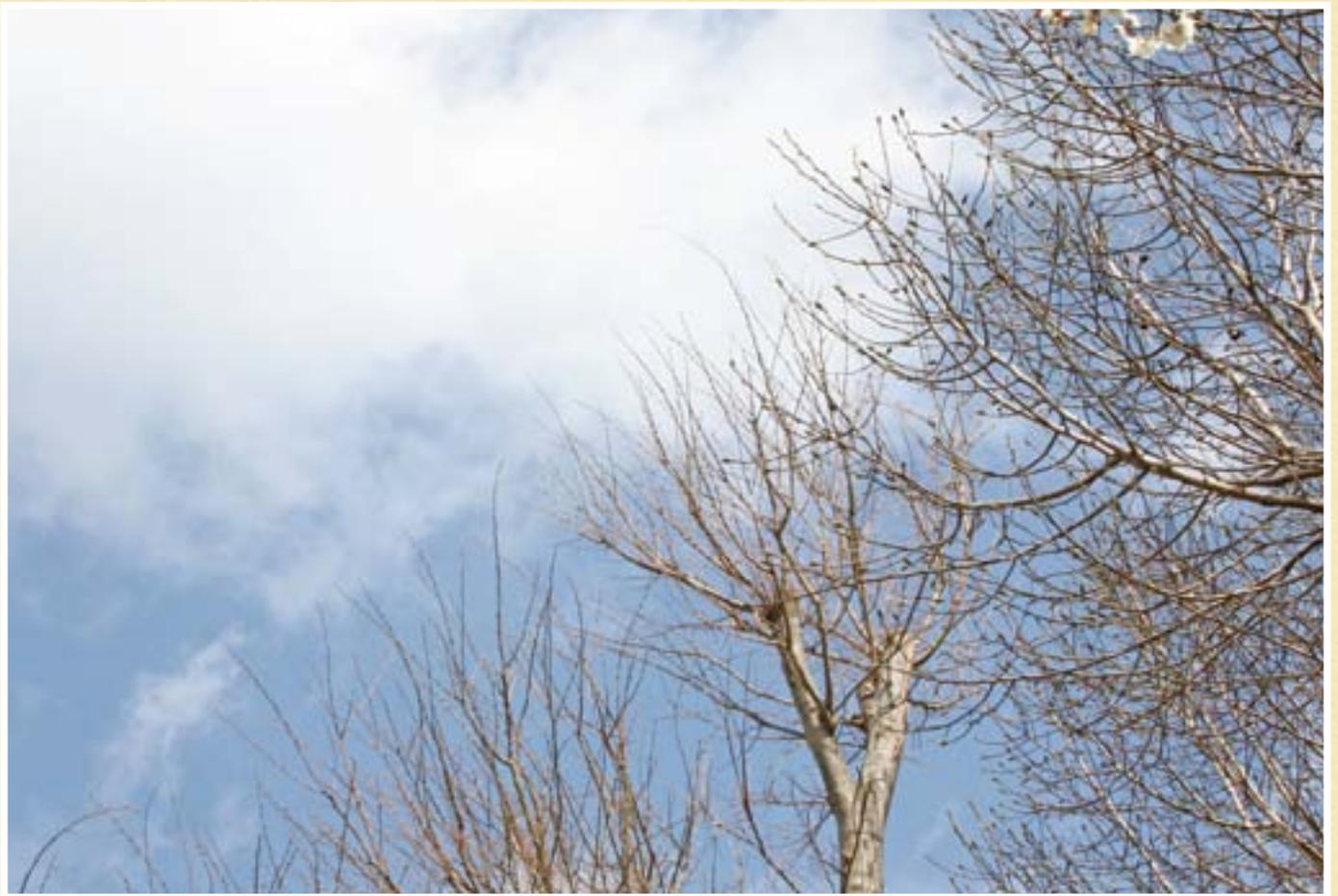


FOR TOMORROW

しゅば  
法人

申告納税は  
e-Taxで!!



〈冬の木々と空〉

## 平成24年度税制改正に関する提言を発表！

2011.12	第28回法人会全国大会神奈川大会報告	3
No.513	確定申告会場が変わります	6
	法人会事業アラカルト	8・9・10
	都税コーナー	14
平成23年		

# 法人会掲示板 12月

## 12月・1月(2月)実施する主な事業

- 12月1日 広報委員会
  - 12月6日 青年部会駅前美化活動
  - 12月8日 第14ブロック役員会
  - 12月8日 青連協第3ブロック租税教育講師養成講座研修会
  - 12月12日 青年部会役員会
  - 12月15日 経営者支援セミナー（第5回）
  - 12月19日 理事会
- 平成24年
- 1月13日 新年賀詞交歓会
  - 1月18日 源泉研究部会研修会
  - 1月25日 女性部会新年会
  - 1月26日 所得税確定申告書の書き方講習会
  - 1月30日 印紙税研修会
  - 2月2日 日本政策金融公庫融資相談会
  - 2月3日 源泉所得税セミナー
  - 2月8日 経営者支援セミナー（第6回）
  - 2月23日 消費税セミナー
  - 2月25日 女性部会エンジェルスセミナー

## メールアドレスと登録のお願い

渋谷法人会では、法人会ホームページ“なかまネット”を通じて様々な会員サービスを展開していきたいと考えております。

まずご登録いただき、ご自身の会社の情報をアクセスする方に公開して下さい。

公開する情報は選べます。また、自社のホームページにリンクさせることも可能です。ご自身の会社をアピールして下さい。ご登録件数が増えるほど、双方にメリットが生まれます。

**まずはご登録を！**

## 定例説明会等のお知らせ

### 《税務無料相談》

日時 平成23年12月21日(水)午後1時～4時  
 日時 平成24年1月18日(水)午後1時～4時  
 日時 平成24年2月15日(水)午後1時～4時  
 場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10  
 TEL 3461-0758

### 《決算法人説明会》

日時 12月6日(火) 午後1時30分～4時  
 場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室  
 日時 1月11日(水) 午後1時30分～4時  
 場所 渋谷税務署 7F 会議室

**該当の会社は是非ご出席下さい。**

- 申告書用紙等発送予定日  
法人税・消費税の確定申告書等

決算期	発送予定日
23年12月	24年1月下旬
24年1月	24年2月下旬
24年2月	24年3月下旬

## 新年賀詞交歓会のお知らせ

- ◆日時 平成24年1月13日(金) 午後5時45分～
- ◆場所 セルリアンタワー東急ホテル B2F  
ボールルーム  
渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3000
- ◆会費 10,000円/1名  
11月に往復葉書でご案内済みです。

塗料・建築仕上塗材の総合商社

株式会社 **エビナ**

代表取締役社長 海老名 孝

本社 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6丁目18番10号 TEL3409-8799 FAX3409-8799

## 平成24年度全国大会神奈川大会報告(税制改正要望)

# 法人税率の引き下げと事業承継税制の拡充を —広く国民から受け入れられる法人会づくりを目指す—

第28回法人会全国大会が、10月6日(木)神奈川県のパシフィコ横浜・国立横浜国際会議場で開催され、全国から約3,300名、うち東京から450名の会員が参加した。全国大会では、「平成24年度税制改正に関する提言」の主旨説明を行った。

税制改正に関する提言とスローガンは次の通り。



### ●税制改正に関するスローガン●

#### (総論)

行財政改革を推進するため、議員・公務員定数の大幅な削減を！

地域経済を担い、新成長の原動力となる中小企業に活力を！

#### (震災復興)

短期間に大規模かつ大胆な国費投入で復興に全力を！

#### (所得税)

所得税は広く薄く負担を求め、基幹税としての役割強化を！

#### (法人税)

法人実効税率は欧州・アジア主要国並の30%以下に引き下げを！

#### (事業承継税制)

適用要件を緩和・是正し、企業の継続に役立つ事業承継税制を！

#### (消費税)

消費税率引き上げの前に、徹底した行革により行政のスリム化を！

#### (地方税)

地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！

#### (その他)

年金・医療・介護制度について改革を断行し、持続可能な社会保障制度の確立を！

### ●税制改正に関する提言●

#### ●東日本大震災の復興に向けた財源

復興財源は、負担を将来の世に先送りせず、現世代で負担することを大前提とし、不要不急の歳出見直しと無駄の削減を徹底することで、まず、捻出する。

それでも、不足する場合には、臨時的な増税もやむを得ないと考える。

増税を実施する場合は、国民の理解を得たうえで、復興後の経済の重荷にならないように極力、短期間とする。開始時期も、景気への影響を十分配慮する必要がある。

税目では、国内産業の空洞化や雇用、消費に悪影響を及ぼす恐れがある所得税、法人税の増税には問題がある。

税収規模や安定性、さらに景気への影響が小さくすむとの観点から、消費税増税が最も適していると考えられる。ただし、消費税増税は被災者も負担することになるため、何らかの配慮を講じる必要がある。

#### ●社会保障と税の一体改革

わが国の社会保障制度は、先進国のなかでは「中福祉」に位置しているものの、国民負担率は米国に次ぐ「低負担」となっており、「給付」と「負担」のバランスが取れていない。両者を均衡させる必要があり、そのためには、既存の給付のあり方を見直すとともに、負担についても「中負担」にする必要があり、その財源は、安定的でなければならない。

社会保障の安定財源は、政府の一体改革案が示したように、広く、公平に負担を求め、かつ税収が景気に左右されにくい消費税が適している。税率の段階的引き上げはやむを得ないと考える。

ただし、国民に負担増を求めるためには、行財政改革のさらなる徹底は不可欠である。実施に当たっては、景気への十分な配慮を行うなど、国民各層の合意を得るための努力が必要であることは言うまでもない。

#### ●行財政改革の徹底

震災復興と社会保障の財源確保のために、増税やむなしとするが、その前提として、国、地方もぎりぎりまでの行財政改革を行う必要がある。

しかしながら、改革への取組は極めて不十分であり、改革の先送りは許されない。国会、地方議会は国民に痛みを求める前に、まず、自ら身を削る覚悟を示すことが必要である。

#### ●法人税率の引き下げ

アジア・欧州各国では、近年、国際競争力の強化や、外国資本の誘致などを図るため、法人税率が引き下げられ、わが国との税率差が拡大している。

また、我が国では、年々、社会保険料が引き上げられ、企業の税への負担感が高まっている。この状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用にも悪影響を与え、経済全体の衰退につながる恐れがある。

平成23年度税制改正法案に盛り込まれた法人実効税率5%の引き下げは、法案通りの成立を求める。また、法人税率をさらに引き下げ、早期に欧州、アジア主要国並の30%以下の実効税率を実現するよう求める。

#### ●事業承継税制の拡充

わが国の企業の大宗を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。

この中小企業が、相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。

まずは、納税猶予制度の要件緩和と充実を強く求める。親族外承継も円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる必要がある。

欧州主要国にならない「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減あるいは免除する」本格的な事業承継税制の創設を求める。

(提言全文は全法連HPに掲載している)

正しい税知識を学ぼう

# 平成23年度渋谷税務署長納税表彰式

(本会関係者) 表彰状5名、感謝状6名受彰

平成23年度納税表彰式が11月11日(金)、午後3時30分より原宿東郷記念館で開かれ、約200名の参加者を前に、本会より、表彰状5名、感謝状6名の方が税務行政に功労があったとして、受彰の榮に浴されました。(敬称略・順不同)

渋谷税務署長表彰状受彰者



二宮 秀泰  
(理事)  
(株)二宮



藤木 庸佑  
(常任理事)  
(有)藤木商店



松井 美千代  
(理事)  
ビルド・メンテナンス(株)



増田 泰雄  
(理事)  
(株)増田



鈴木 清久  
(理事)  
(株)福祿

渋谷税務署長感謝状受彰者



原田 文彦  
(理事)  
東京自動車管理(株)



宇田川 善弘  
(副支部長)  
(株)エフアンドケイ



飯島 良臣  
(理事)  
(有)美津屋



新藤 芳子  
(女性部会幹事)  
(有)あさひ



宮下 勝弘  
(地区長)  
(有)つる屋



増山 三郎  
(地区長)  
(株)千歳



八本署長(右)から表彰状を授与される藤木常任理事

また、10月26日(水)に会長柳田道康氏が国税庁長官納税表彰、11月1日(火)に副会長福井貞夫氏が東京国税局長納税表彰、2日(水)に副会長岩田利延氏が渋谷区納税功労者表彰、さらに16日(水)に当会副会長浅妻正行氏が渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。

国税庁長官納税表彰受彰者



柳田 道康  
(会長)  
スターヒューズ(株)

東京国税局長納税表彰受彰者



福井 貞夫  
(副会長)  
東京フロイドリーブ(株)

渋谷都税事務所長感謝状受彰者



浅妻 正行  
(副会長)  
(有)浅妻

渋谷区納税功労者表彰受彰者



岩田 利延  
(副会長)  
(株)定石

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

# 税 務 署

## 法定調書の作成・提出はパソコンで!! ～ e-Tax、光ディスクでもっと便利に～

国税電子申告・納税システム (e-Tax) を利用すると、

### 提出が便利!

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して法定調書等を税務署に提出することができます。

### 作成が便利!

画面に表示される法定調書等の様式に必要な事項を入力するだけで、法定調書や法定調書合計表が作成できる上、支払者の氏名や住所等があらかじめ画面に表示されますので入力の手間も省けます。



- e-Tax は、インターネットで法定調書等の作成及び提出のほか、国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができる便利なシステムです。
- e-Tax をご利用いただくためには、次のものが必要となります。
  - ・ 必須環境を満たすパソコンとインターネットが利用できる環境
  - ・ 電子署名用の電子証明書
  - ・ 電子証明書が IC カードに格納されている場合には、IC カードリーダーライター
- e-Tax を利用するためには、開始届出書の提出が必要です。開始届出書は、e-Tax ホームページからオンラインで提出でき、利用者識別番号等がオンラインで発行（通知）されます。利用者識別番号の取得後、電子証明書等の初期登録を行ってください。
- 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。利用開始の手続、e-Tax ソフトの操作方法、また、よくある質問 (Q & A) など、e-Tax に関する情報についてお知らせをしています。なお、ご不明な点がある場合には、最寄りの税務署までお問い合わせください。
- その他の提出方法について  
法定調書は、書面及び e-Tax による提出のほか、光ディスク等 (CD、DVD、FD、MO) により提出することもできます。  
光ディスク等により提出する場合には、事前に承認申請手続が必要です。また提出する規格等が定まっておりますので、国税庁ホームページをご覧ください。なお、提出に当たってはセキュリティの確保のため、暗号化 (自己復号型) による提出をお勧めいたします。



e-Tax ホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

### 提出期限等について

この手引で示す法定調書は、平成 24 年 1 月 31 日 (火) までに所轄税務署長 (給与支払報告書・特別徴収票については、関係市区町村長) に提出しなければなりません。

### 法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記入方法について

- 1 提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) の額を含めてください (消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで判定しても差し支えありません。)
- 2 支払金額の記入に当たっては、原則として消費税等の額を含めて記入してください (消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで記入しても差し支えありませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記入してください。)

この社会あなたの税が生きている

# 税 務 署

## 確定申告会場 変更のお知らせ

渋谷、世田谷、北沢、玉川税務署の  
所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・提出会場を  
**ベルサール渋谷ファースト** に変更します。

**期 間：** 平成24年2月9日(木)から平成24年3月15日(木)まで  
(所得税・贈与税の申告及び納税の期限は3月15日(木)です。)  
なお当会場は、3月16日(金)も御利用いただけます。  
※ 土、日及び祝日を除きますが、2月19日(日)及び2月26日(日)は開場します。

**時 間：** 受付 午前8時30分から午後4時まで(相談開始は、午前9時15分)  
※ 申告書等の提出は、午後5時まで

**所在地：** 渋谷区東1-2-20(住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)

1月4日(木)から3月16日(金)の期間は、税務署内に申告書作成会場はありません。  
作成済みの申告書等は、土、日及び祝日を除き税務署でも受け付けています。

○最寄り駅から会場までの御案内○

- ◆ 渋谷駅  
【15番出口】又は【東口】から歩道橋を渡り、渋谷警察署の前(六本木通り)を直進(約8分)  
※ 歩道橋にはエレベーターが設置してあります。
- ★ 都営バス  
【東口54番乗場】(学03系統)  
「日赤医療センター」行き(渋谷3丁目)下車
- ★ ハチ公バス「タヤけこやルート」  
「青山学院西門」下車 徒歩3分
- ◆ 表参道駅  
【B1出口】又は【B3出口】から青山学院大学を左側に見て、青山通りを渋谷方面に進み、青山学院前交差点を左折(約10分)  
※ B3出口にはエレベーターが設置してあります。  
会場には駐車場及び駐輪場がありません。



渋谷税務署	TEL03-3463-9181(代表)	北沢税務署	TEL03-3322-3271(代表)
世田谷税務署	TEL03-3421-5121(代表)	玉川税務署	TEL03-3700-4131(代表)

e-Taxを利用しよう

## 都税事務所だより

### 税務職員を装った不審な電話 「還付金詐欺」にご注意ください！

税務職員を装って、税金などの還付金があるとだまし、ATMから多額の金額を振り込ませようとする「還付金詐欺」が都内でも発生しています。

#### <手口の流れ>

- (1) 税務職員を装って電話をし、「税金が還付されます」「払いすぎた税金をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- (2) ATMコーナーから指定の電話番号に電話をするように指示する。
- (3) 指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、資金を振り込ませる。

主税局では、税金を還付するためにATMの操作をお願いすることは絶対にありません。電話でATMの操作を求められたら、それは「還付金詐欺」です。

不審に感じた場合は、相手の氏名、所属する部署名をご確認のうえ、指定された電話番号にはかけずに、最寄りの都税事務所または主税局総務部総務課相談広報係（03-5388-2924）までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

渋谷都税事務所の相談広報担当（03-3463-4311）または  
主税局総務部総務課相談広報係（03-5388-2924）



### 23区内に小規模非住宅用地をお持ちの方へ 固定資産税・都市計画税の減免申請はお済みですか？ **23区内**

**減免対象** 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分  
ただし、個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに限りです。

**減免割合** 固定資産税・都市計画税の税額の2割

**減免手続** 減免を受けるためには、申請が必要です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、7月下旬に「固定資産税の減免手続のご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

申請期限は、平成23年12月28日(水)です。

※前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

#### 【お問い合わせ先】

土地が所在する区にある都税事務所  
渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係 電話 03-3463-4311（代表）



## 平岩弓枝氏特別講演

### －日本人の元気－

去る10月18日(火)午後3時より、渋谷エクセルホテル東急において、講師に作家平岩弓枝（ひらいわ ゆみえ）氏をお迎えし「日本人の元気」と題して、秋の特別講演会・法人会員の集いを開催した。

日本人のこころや気質について、特に江戸時代の日本の元気な姿、花形の職業と刀の話などされた。

その後同所において会員の集い（懇親会）を催し、会員相互の交流を図っていただいた。

講演会は、一般の方20名を含めて163名の方が出席された。



講師：平岩弓枝氏



会員の集い

## 第6回チャリティゴルフコンペを開催

厚生委員会主催による第6回チャリティゴルフコンペを10月5日(水)、今年は神奈川県御殿場市富士カントリークラブで開催した。

今年は、生憎ほぼ一日中雨だったが、ほとんどの申込者の方々にご出席いただいた。

優勝は、(株)林製作所の林靖雄氏。(グロス88・ネット70)

参加者からのチャリティ募金62,000円を10月14日、浅妻厚生委員長から渋谷区社会福祉事業団に寄贈した。参加者52名



優勝：林靖雄氏（左）



浅妻厚生委員長からチャリティの収益を寄付

## 地方税セミナー開催

去る10月14日(金)渋谷区立商工会館において、午後2時から3時30分まで、渋谷都税事務所のご協力により、地方税セミナーを開催した。

今回は、eLTax（エルタックス）の活用の仕方やメリット、省エネ促進税制（法人事業税・個人事業税の減免）についてパワーポイントを用いて説明があった。出席者26名



中川事業税課長



地方税セミナー

## 経営者支援セミナー第4回を開催

### 震災後の危機を乗り越える経営手法（人財編）

毎回好評の、直近6年で実に140社を再生、事業再生請負人と言われる(株)事業パートナー代表松本光輝氏を講師に迎え、今年度は3月11日に起り、被災地はもとより、日本経済に多大な打撃を与えた東日本大震災後の円高株安、大手海外進出等この厳しい経済環境下での目指すべき対処法について、7月に金融編、財務編、8月に商品編、そして今回人財編として講演いただいた。



講師：松本氏

このあと、12月15日(木)人財・人事労務編、2月8日(水)事業承継編を開催します。詳細は512号同封のチラシまたは渋谷法人会ホームページをご覧ください。



司会：福井事業研修委員長



経営者支援セミナー（人財編）

## 社会貢献委員会を開催

10月28日(金)午後3時より、渋谷法人会館において社会貢献委員会を開催した。

本年は、みたけの丘とあやめの苑の特養老人ホーム慰問のために専属オペラ歌手のいる東京二期会の秋のコンサートを開催することとした。続いて今年度の渋谷キープグリーン推進のための植樹する公園の選定に

会員の増加は、会員のメリットに通じる



八木原社会貢献委員長挨拶



社会貢献委員会

ついて話しあった。  
出席者は11名。

### 平成23年度第2回簿記講習会終了!

渋谷法人会では、9月8日より渋谷法人会館において午後3時から5時まで、平成23年度の第2回目の初級簿記講習会を開催し、11月1日終了し、受講者全員に修了証を授与した。

講師は前回と同じ、税理士の四方 茂氏。出席者は13名。



講師：四方茂氏



簿記講習会・秋

### 税を考える週間協賛事業

渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2011)に参加「税を考える週間」(11/11~11/17)行事の一環として、去る11月5日(土)、6日(日)の2日間、渋谷税務署管内税務関係団体の一員として、渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2011)に参加。2日間で延べ90万人の来場者で賑わう会場で税金クイズに挑戦していただき、賞品のパンジーの鉢植え(3,000セット)や子供たち向けに風船を用意してプレゼントした。

他に法人会として、クリアファイル、マーカーペン・ボールペン、水木プロ作画全法連租税教育用のマンガ本「税ってなんだ?」等も各3,000セット提供しました。



くみの広場

クイズに参加された皆さんは、改めて税に対する認識を深められたようだった。

柳田会長、石田副会長、八木原副会長、青年部会、女性部会の皆さん、早朝より花のセットや税金クイズ、鉢植えのプレゼンターまでお疲れ様でした。



早朝より花の準備



大賑わい

### 常任理事会を開催

去る11月8日(火)午後2時から渋谷法人会館において、常任理事会を開催した。

最初に柳田会長の挨拶に続き、渋谷税務署瀧澤副署長にご挨拶をいただき、議案審議に入った。

主な内容は、公益社団法人認定申請するに当たって、特にブロック事業と会計について、具体的にどのように進めていかなければならないか、とういうことを中心に、認定申請を依頼している辻・本郷税理士法人の市川氏から説明があった。



瀧澤副署長挨拶



公益社団法人認定について説明する市川氏



柳田会長挨拶



常任理事会

## ブロックだより

### ブロック税務講習会を開催

法人会の各ブロックでは、9月28日の第7・8ブロック合同の税務講習会を皮切りに、平成23年度税法改正の講習会を開催している。今年度は震災の影響で当初の改正予定項目の半分しか国会での審議が進まなかった。



小野寺第一統括官挨拶

法人会では、本部事業だけでなく、ブロック別にもいろいろな行事を企画開催しておりますので、是非ご出席ください。

講師は渋谷税務署の小野寺法人課税第一部門統括官、佐々木審理担当 上席調査官。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう



講師：佐々木審理担当上席



7・8ブロック合同税務講習会

## ブロック役員会を開催

各ブロックでは会員増強と今後の今年度のブロック事業についての役員会を開催している。

写真は10月3日(月)開催の第2ブロック役員会。



小野寺法人第一統括官と佐々木審理担当上席



第2ブロック役員会

## Hirooフェアに参加

### 第4ブロック（鈴木ブロック長）

10月16日(日)渋谷法人会第4ブロック（広尾1～4丁目）でHirooフェアが開かれ、法人会から花小鉢、お菓子、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。



鈴木ブロック長と第4ブロック役員の方々



広尾フェア

## 部会だより

### 源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る9月14日(水)午前11時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、税務署異動後の初顔合わせと今



八本署長



戸田部会長

後の部会事業について話し合った。

出席者は渋谷税務署八本署長初め5名、法人会からは柳田会長初め17名。



源泉研究部会役員世話人会

女性部会だより

### 小学生税に関する絵はがきコンクールを開催

女性部会では、渋谷区内の小学生に税についての絵手紙（絵はがき）を作成してもらい、コンクールを開催している。

今年は、長谷戸小学校と猿楽小学校の生徒さんに参加してもらい、作成した絵はがきを画家の奥西賀男氏に選考していただいた。



審査する画家 奥西賀男氏

入選作は渋谷マークシティのクリーエーション渋谷に11月8日から11月20日まで展示しました。



絵はがき

### メガソーラーいいだ太陽光発電所見学研修会を開催

去る10月27日(木)青年部会主催、女性部会協賛により、長野県飯田にあるメガソーラーいいだ太陽光発電所の見学研修会を開催した。



飯田市は太陽光発電の普及活動を行い、環境モデル都市として低炭素な環境文化都市の創造に向けた取り組みを積極的に行っている。参加者25名。



メガソーラーいいだ

電子納税、電子申告を活用しよう

## 米国のマネジメントに学ぶ チームビルディング

### 4

経営コンサルタント 宮崎 ゆかり

# 名刺を大切にすることで 幅広いチームワークが生まれる

昨今は、名刺交換をしても手持ちのパソコンにデータを入れて管理する方が増えてきています。

しかし、私はデータの時代にもかかわらず、いまだに回転する名刺ホルダーを使っています。一つのホルダーには300枚くらいの名刺がはいりますが、市場調査関係、スポーツ&エンターテインメント関係、その他と、3つのホルダーを常時使用しています。この3つのホルダーに入っている名刺は、今年仕事でご一緒している方々の名刺です。

このような、アナログ的な管理をしているのには理由があります。私はアイデアを名刺からもらうことがよくあるからです。ビジネスを展開していくのに、良いアイデアが浮かばないようなときは、この回転する名刺ホルダーをくるくる回しながら解決方法を見出すクセがいつの間にかついていた。

例えば、新規ビジネスのアプローチをしたいと思ったとき、糸口がつかめないことがあります。そういうときに名刺ホルダーを回しながら考えます。この人に聞いてみようかとか、この人がいればきっかけがつかめるかもしれないとか、いろいろなアイデアをもらうことができるからです。その人に直接関係がなくても、名刺を見ることで、とっかかりをつかめることがよくあります。名刺を見ながら、ご本人や会社を思い出すことできっかけをもらうことができます。

また以前お会いして、今はまったく交流がないという方の名刺も、別の箱に入れて保存しています。

実は、私は10年前の名刺でも捨てることができませぬ。一度でも何かの縁で出会った人とは、どこかでつながっていたいと思っているからです。細い糸でも大事に取っておくことによって、思いがけない展開になることもあります。

私は年に1回、クリスマスのシーズンになるとカードを出すために、名刺を引っ張り出して、名刺ご本人のことを思い出すのが習慣になっています。この時期、しばらく会っていない人には電話して近況を聞くようにもしています。

こんなこともありました。数年前、古い名刺に目にとまりその方と連絡を取りました。私が旅行会社に勤めていた20年程前仕事で韓国へ行く機会があり、そのときに知り合った方でした。

当時、彼は20代でホテルの主任をされていました。お客様とトラブルがあり、韓国語の話せない私のために、何かあっては困ると、仕事時間を過ぎているにもかかわらず、夜遅くまで一緒にホテルロビーで待機していただいたのです。いまだに当時のことを思い出すと頭のさがる思いです。

その方に久しぶりに連絡を取ってみました。すると彼は、ITやスポーツ関連のビジネスを展開する会社の経営者になっていました。20年の時を経て、再び出会ったとき、私が今やっている事業にとっても近い仕事をしている彼と出会ったわけです。すっかり意気投合して、コラボレーションをしようということになりました。

このようにして、私は偶然にも韓国に足がかりができたのです。

人間は成長します。出会ったときは新人だった人も、10年、20年と時がたてば、その道のプロになっているかもしれません。大事なことは、相手が自分のビジネスとは直接関係のない人であっても、年下であっても、人との出会いは貴重なものだということです。この地球上には何十億という人がいます。その中で一生のうちに出会える人の数は限られているのですから。一つひとつの出会いを大切にすることが大切なのはいうまでもありません。

人を大切にする気持ちは、特に常に一緒に時間を過ごす社内の人間であればなおさら必要です。たかが名刺かもしれませんが、名刺を大事にして人を大切にする習慣は普段の生活の中でも現れてきます。

チームの一人ひとりが、このような人とのつながりを大切にすることによって、チーム全体の幅も広くなりパワーも増していくのです。

メールアドレスを登録しよう

# 商工会議所は、皆様の企業経営を全力でサポートさせていただきます！



## マル経融資

### 融資対象(主な項目)

- 商工会議所の経営相談を利用して事業改善に取り組んでいる事業所
- 税金(所得税・法人税・事業税・住民税)を完納している事業所
- 金融機関の借入に返済遅延のない事業所
- 工商業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる事業所
- 日本政策金融公庫から借入を行っている場合は、最後に借入した時から1年(かつ1期)経過した事業所(※同公庫から借入を行っていない企業も、融資対象に含まれます)

融資限度額	1,500万円
返済期間	●運転資金 7年以内 ●設備資金 10年以内
担保・保証人	不要 (信用保証協会の保証も不要)
融資利率	1.85% (23年11月10日現在・金融情勢により変動の可能性あり)

### 法人の方の必要書類

- 前期・前々期の決算書および確定申告書
- 最近の残高試算表
- 法人税・法人事業税・法人住民税の領収書または納税証明書
- 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 見積書・カタログ等(設備資金の申込の場合)
- 借入金の支払明細(返済予定表)

※この融資限度額、返済期間の取扱いは、平成24年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。  
 ※審査の結果、ご希望にお応えできかねる場合がございますので、予めご了承ください。  
 ※上記以外にも、必要に応じ資料のご提出をお願いさせて頂く場合がございます。



## 相談 窓口専門相談

経営上お困りの方やお悩みの方は、ご相談ください。弁護士や税理士などの専門家のアドバイスが無料で受けられます(要電話予約)！

相談内容	相談員	相談日程
法律	弁護士	毎週火曜日 午後1～4時
税務	税理士	毎週火曜日 午後1～4時

※予約されずに当日にご来所頂いても、大変申し訳ございませんが、相談をお受けできない場合がございます。また相談日については日程が変更になる場合がございますので、予めお問合せください。  
 ※本相談は、経営に関する相談に限定しております。  
 ※通常の経営相談・金融相談・個人事業の方の記帳相談は随時承っておりますので、経営上お困りの点はご相談下さい。

**東京商工会議所 渋谷支部**  
 渋谷区渋谷1-12-5 区立商工会館7階  
 電話:03-3406-8141

## 現代を生き抜く知恵

西都原 信 (ビジネス評論家)

### 「初対面」の人に強くなろう！

ビジネスとは、人と会うことからスタートするともいえる。相手とのコミュニケーションを円滑に図っていかねば、相手に自分の意思を的確に伝えることは出来ないし、仕事もスムーズに進んでいくこともできないだろう。

日頃、慣れ親しんだ人であれば、以心伝心ということもできるだろうが、初対面の人となると、緊張感も生まれてくる。会う相手にも同じことがいえる。

しかしながら、誰でも最初は初めて会う人であり、その後にコミュニケーションを深めていくためには、初対面での第一印象が極めて重要になってくる。

#### ■「初対面」の人に対するチェックポイント

- 相手に対して、見苦しいような服装はしていないだろうか
- 必要以上に華美な外見をしていないだろうか
- だらしない服装はしていないだろうか
- いつも服装などを正す“心の鏡”を持っているだろうか

- ファースト・インプレッション(第一印象)が決め手ということをよく理解しているだろうか
- 必要以上に、自分の主張にこだわることはないだろうか
- 挨拶、マナーはきちんとしているだろうか
- 相手に不快感を与えるような顔の表情をすることはないか
- 相手の心の動きを察知しているだろうか
- 相手の要求に対して、柔軟に対応しているだろうか
- 相手はどんなタイプか、事前にリサーチしているだろうか
- 相手をのんでしまったような横柄・ぞんざい・生意気な態度をとっていないだろうか
- 笑顔を常に絶やさないように心がけているだろうか
- 相手の話をよく傾聴し、途中から口をはさむことはないだろうか
- 相互に共通の話題をもとに話しあうようにしているだろうか
- 相手をよく知ろうとする意欲をもっているだろうか
- 敬語の使い方について、よくわきまえているだろうか
- 最初の出会いについて感謝の気持ちをもっているだろうか

e-Taxを体験してみよう！

## 平成23年9月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	安藤ビル(有)	安藤 邦子	渋谷区恵比寿1-11-1	5795-4380	不動産賃貸業
5	(有)バレスビルディングエンタプライゼス	後藤 敏子	渋谷区東1-3-1	3499-2753	不動産賃貸業
9	(株)高葉屋	松崎 正勝	渋谷区道玄坂2-16-3	3461-2258	不動産
11	ホンダ商事(株)	本田 和之	渋谷区宇田川町2-1	3464-0202	不動産・不動産賃貸管理
15	(株)フィギュール	青木 義勝	渋谷区幡ヶ谷3-48-4	3378-2288	通信販売業(アクセサリ・絵画)
15	(株)シュアドライビングサービス	南 意一	渋谷区幡ヶ谷3-65-17	6314-5481	自家用自動車運行管理
16	(株)GENデリバリー	関 照彦	渋谷区本町4-19-1	3370-0566	宅配弁当業
18	(株)ジーケーライン	松木 利夫	渋谷区代々木1-21-12	5308-2400	IT
18	しんりょく企画(株)	吉川 福吉	渋谷区代々木2-26-5-410	6908-7265	情報処理サービス
18	(株)トリプルアディショナル	高久健太郎	渋谷区千駄ヶ谷5-2-2	6380-4673	グラフィックデザイン
20	(有)セルマク	盛 都代美	渋谷区神宮前2-35-13	3402-1031	撮影小道具レンタル業
20	(株)クオリアナークス	平野 実穂	渋谷区神宮前3-15-8-209	6804-6091	美容業
21	(有)小花	小花 芳徳	渋谷区神宮前6-13-8	3796-1808	不動産賃貸

## 平成23年10月入会の新入会員をご紹介します (順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	(株)ばんがあーど	高橋 和夫	渋谷区恵比寿4-12-14	6408-9505	派遣業
2	メガロス恵比寿	白井 仁之	渋谷区恵比寿南2-4-4	5773-5100	スポーツクラブ
2	(有)クレームヴォラン	富田 泰三	渋谷区恵比寿南3-1-20	3791-9016	美容業
5	(株)パラダイス・カフェ	追分 史郎	渋谷区東1-22-2	5774-3255	TV・CMの企画制作
6	(株)ジェイビーエル	木村 正幸	渋谷区渋谷2-10-15	5464-1100	遊技業
6	(株)エクスプロージョンワークス	中村 通宏	渋谷区渋谷3-2-11	5468-2537	サービス
11	(有)てっぺん	大嶋 啓介	渋谷区宇田川町41-26	6416-9208	飲食業
12	(株)飘香	井桁 良樹	渋谷区上原1-29-5	3468-3486	飲食
17	(株)トライスター	大原 周作	渋谷区初台2-15-7-C号	5354-7622	建設業
17	(株)ライフコンシェルジュ	三森 義人	渋谷区代々木3-24-3	5308-6945	生・損保代理業
18	(株)ジバング	野元ふみ子	渋谷区代々木1-23-7	0120-220-903	化粧品卸・販売
18	(有)ニューエイジトラベラーズ	長山 康	渋谷区代々木1-32-9	6300-9070	美容室
18	(株)グルーヴ	亀山 俊樹	渋谷区代々木1-32-15	3789-3488	音響制作業
19	司法書士法人 前田合同事務所	宮坂 秀樹	渋谷区千駄ヶ谷3-3-1	5474-3261	司法書士
20	(株)パーパスジャパン	酒井 修一	渋谷区神宮前1-19-17	5775-1919	旅行業
20	(株)サンディー	広川 和成	渋谷区神宮前2-19-11	5786-3090	アパレル
20	合同会社 NON-FICTION	石水 智祥	渋谷区神宮前2-22-2	090-8315-7488	飲食

法人会ホームページを活用しよう



## 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

### <耐震化のための建替え>

**減免対象**  
 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成21年1月2日から平成27年12月31日までの間に、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

**減免の期間と額**  
 新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

### <耐震化のための改修>

**減免対象**  
 昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成20年1月2日から平成27年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を実施したもの

**減免の期間と額**  
 改修工事完了年の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係 電話 03-3463-4311 (代表)



## 省エネ(熱損失防止)改修をした住宅にかかる固定資産税が減額されます

平成20年1月1日以前からある住宅について、一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合に、固定資産税が減額されます。

### ◆減額の対象となる住宅

以下の要件をすべて満たす住宅が減額の対象となります(ただし、賃貸部分は減額の対象にはなりません)。

- (1) 平成20年1月1日以前からある住宅であること
- (2) 居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (3) 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分(賃貸部分を除く)において、一定の要件を満たす省エネ改修工事\*が行われたこと

#### ※省エネ改修工事の要件①

次のアからエまでの工事のうち、アの工事またはアと併せてイ～エの工事を行うこと

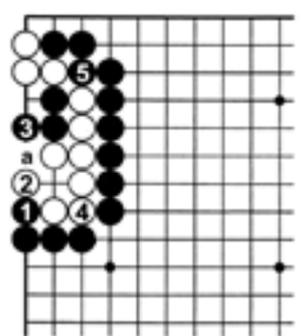
ア. 窓の断熱改修工事、イ. 天井等の断熱改修工事、ウ. 壁の断熱改修工事、エ. 床等の断熱改修工事

#### ※省エネ改修工事の要件②

改修工事施工後、国土交通省告示で定める基準に新たに適合すること

### ■正解「黒先白死」

黒1が冷静な好手。白2に黒3が良く、以下黒5まで白の押す手なしになり黒成功です。途中黒3を4は、白3でコウになり黒失敗。初手を2は、白1、黒5、白aで生き。初手を4は、白1、黒a、白3で生き。



- (4) 改修工事に要した費用が1戸あたり30万円以上であること
- (5) 改修工事完了後3ヶ月以内に、減額を受けるために必要な申告をしていること
- (6) 新築住宅の減額・耐震改修をした住宅にかかる減額等の適用中でないこと(ただし、バリアフリー改修した住宅にかかる固定資産税の減額制度との併用適用は可能です)
- (7) 以前に、省エネ改修をした住宅にかかる固定

振替納税を利用しよう

資産税の減額を受けたことがない住宅であること（住宅1戸につき1回限りの適用となります）

◆減額の年度と額

改修工事を完了した年の翌年度分（1月1日完了の場合はその年度分）に限り、居住部分で、住宅1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます（ただし、賃貸部分は減額の対象にはなりません）。

ー減額を受けるためには申告が必要ですー

「固定資産税減額申告書」に必要事項をご記入のうえ、以下の必要書類を添付して、改修工事完了後3ヶ月以内に、当該住宅が所在する区にある都税事務所へ申告してください。

<必要書類>

- ◎熱損失防止改修工事証明書
- ◎当該家屋の納税義務者の住民票 等

【お問い合わせ先】 当該住宅が所在する区にある都税事務所

渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係 電話 03-3463-4311（代表）

なお、23区外で省エネ改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

## バリアフリー改修をした住宅にかかる 固定資産税が減額されます



— <減額の対象となる住宅> —

平成19年1月1日以前からある住宅で、65歳以上の方が居住する住宅について、平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分（賃貸部分を除く）において、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合

— <減額の年度と額> —

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり100㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます（賃貸部分は、減額の対象にはなりません）。

減額を受けるためには、バリアフリー改修工事完了後3ヶ月以内に申告が必要です。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23区外でバリアフリー改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係  
電話 03-3463-4311（代表）

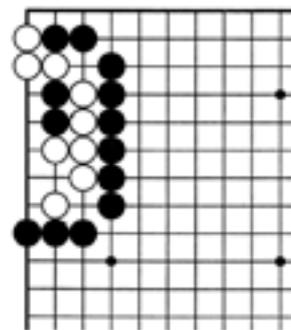


〈出題〉日本棋院

■黒先

初手から工夫を凝らし過ぎると、迷宮入りするかもしれません。

（考慮5分で二段）



家族の安全を乗せてるタイヤ

# BRIDGESTONE

安全もエコも譲らない。

ブリヂストンのエコ対応商品



青いダック

— 法人会 —

## 生きるための がん保険 Days

### 生きるためのがん保険Days (デイズ)

スタンダードプラン入院給付金日額10,000円の場合 ※平成22年版「インシデンス生命保険統計号」より

- 1 初めて「がん」と診断されたら  
一時金100万円、上皮内新生物の場合10万円
- 2 「入院」も「通院」も日額1万円  
日数無制限\*で保障  
※日数無制限保障となる通院は三大治療(手術・放射線・抗がん剤)のための通院の場合
- 3 三大治療をしっかり保障!  
抗がん剤治療は通算600万円まで保障!  
(フルサポートプラン・スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合)

### プレミアサポート 訪問面談サービス 専門医紹介

※このサービス(プレミアサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。  
(がん保険(デイズ)の保障の一部ではありません。)

### ● 契約時月払保険料一部抜粋 保険料払込期間:終身(抗がん剤治療特約は10年)

〈生きるためのがん保険(デイズ)〉入院日額10,000円 スタンダードプラン 定額タイプ <small>[集団取扱]</small>			
契約年齢	30歳	40歳	50歳
男性	3,004円	4,444円	7,244円
女性	3,086円	4,482円	6,046円

・契約年齢:0歳~満80歳

2011年3月22日現在

### + 〈Days〉にプラス!

健康保険制度が適用されない 先進医療にも対応! <small>— 法人会 —</small>	女性特有の「がん」の 保障を強化する <small>— 法人会 —</small>	「がん」になったときの 収入減少に備える <small>— 法人会 —</small>
がん先進医療特約	特約 コサージュ	所得サポート特約

● アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。

◎ 商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

### ■ 引受保険会社(お問い合わせ先)

「生きる」を創る。 **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社)

**Aflac** 東京総合支社  
〒160-0023 新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト17F  
TEL 03-3344-2836 FAX 03-3344-5890



まねきねこダック

— 法人会 —

## もっと頼れる医療保険 新EVER

### 新EVER

スタンダードプラン入院給付金日額10,000円の場合 保険期間:終身

病気・ケガで入院したとき	疾病入院給付金		災害入院給付金	
	1日につき (1日目から)	<b>10,000円</b>		1回の入院につき 最高60日まで、病気・ケガ それぞれ通算1,095日まで
病気・ケガで手術を受けたとき 放射線治療・ 先進医療を受けたとき	手術給付金			
	手術(重大手術を除く)		重大手術	
	入院なし1回につき <b>5万円</b>	入院あり1回につき <b>10万円</b>	開頭・開胸・開腹手術など 1回につき <b>40万円</b>	
病気・ケガの入院後に通院したとき	放射線治療給付金		先進医療一時金	
	1回につき <b>10万円</b>			
病気・ケガの入院後に通院したとき	疾病通院給付金		災害通院給付金	
	1日につき <b>6,000円</b>			

・入院給付金日額10,000円については、ご契約年齢・ご職業などによっては入院給付金日額5,000円となる場合があります。

### ● 月払保険料 入院給付金日額10,000円 ・保険料払込期間:終身

〈新EVER〉スタンダードプラン 定額タイプ <small>[集団取扱]</small>			
契約年齢	30歳	40歳	50歳
男性	3,958円	5,224円	7,322円
女性	4,048円	4,704円	6,156円

・契約年齢:0歳~満80歳

2011年3月22日現在

### + 〈新EVER〉にプラス!

健康保険制度適用外の先進医療の 保障を上乘せたい方は… <small>— 法人会 —</small>	女性特定の病気の保障を 上乘せたい方は… <small>— 法人会 —</small>	その他の特約 長期入院特約 ケガの特約 終身特約 三大疾病増額特約
総合先進医療特約	アフラックの 女性疾病特約	